

鎌倉市農業委員会 令和 2 年度 第7回総会 議事録	
日 時	令和2年(2020年) 11月25日(水) 15時30分開会
場 所	鎌倉市役所4階402会議室
委員名	1番 小川和己、2番 浜野清一、3番 石澤一英、 4番 市川幸子、5番 小泉紀久夫、6番 柏木博明、 7番 和田雅裕、8番 落合るみこ、9番 岡崎和彦、 10番 飯田正実、11番 平井保男、12番 郷原均、 13番 三橋義昭 以上13名
事務局出席者	鈴木事務局長・小田主事・名塚職員・酒井職員
議長(平井会長)	定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。
議長(平井会長)	今日は欠席がないようなので、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。議事録署名委員については、12番郷原委員、13番三橋委員にお願いします。現況証明委員については、7番和田委員、8番落合委員にお願いします。本日の議事日程は、事務局から本日配布しております「鎌倉市農業委員会 11月総会議事日程」のとおりになります。 それでは、日程第1から順に事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第1、報告第16号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、着席してご報告します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出について、10月12日から11月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 それでは、報告に移ります。資料につきましては、送付資料の1ページの報告書と、2ページからの報告第16号整理番号1の案内図・全図及び3ページから6ページの全図を細分化した詳細図をご覧ください。対象地の地番、面積等は、報告書に記載のとおりです。整理番号1は、令和2年3月6日に相続により届出者が所有権を取得し、令和2年11月5日に専決処分いたしました。なお、対象地の一部については、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、令和2年9月総会にてご審議いただき、承認されたものです。以上1件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3番(石澤委員)	議長。3番。詳細図だけではわかりにくいので、できれば全ての公図を見せて頂きたいのですが。
事務局(名塚職員)	議長。いま公図が手元にないので、登記所の公図で確認して、次回以降お渡ししたい。
3番(石澤委員)	議長。3番。わかりました。次回以降にお願いします。
議長(平井会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)

議長(平井会長)	他に、ご意見、ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第2、報告第17号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第1、報告第17号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について、10月12日から11月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 それでは、報告に移ります。資料につきましては、送付資料の7ページの報告書と、8ページの報告第17号整理番号1の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等は、報告書に記載のとおりです。整理番号1は、令和2年11月30日に共同住宅へ転用のため、令和2年10月30日に専決処分いたしました。続きまして、9ページの整理番号2の案内図をご覧ください。整理番号2は、令和2年11月18日に専用住宅へ転用のため、令和2年11月11日に専決処分いたしました。以上2件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12番(郷原委員)	議長。12番。いずれも現況造成されている状態ですか。
事務局(名塚職員)	議長。農地転用届出については、形式が整っていれば受理するものであり、詳細な現地の状況を確認することまでは行っておりません。整理番号1は、令和2年11月30日に共同住宅へ、整理番号2は、令和2年11月18日に専用住宅へ転用するということを、届出書上で確認しております。
12番(郷原委員)	議長。12番。わかりました。
議長(平井会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	他に、ご意見、ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	日程第3、報告第18号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、7件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第3、報告第18号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、7件、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、10月12日から11月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。

	それでは、報告に移ります。 資料につきましては、送付資料10ページからの報告書と、13ページの報告第18号整理番号1の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等は、報告書に記載のとおりです。整理番号1は、令和3年1月7日に専用住宅へ転用のため、令和2年10月21日に専決処分いたしました。 続きまして、14ページの整理番号2の案内図をご覧ください。整理番号2は、令和2年11月20日に共同住宅へ転用のため、令和2年10月27日に専決処分いたしました。 続きまして、15ページの整理番号3の案内図をご覧ください。整理番号3は、令和2年11月1日に駐車場へ転用のため、令和2年10月23日に専決処分いたしました。 続きまして、16ページの整理番号4の案内図をご覧ください。整理番号4は、令和3年1月23日に専用住宅へ転用のため、令和2年11月5日に専決処分いたしました。 続きまして、17ページの整理番号5・6・7の案内図をご覧ください。整理番号5・6・7は、同一の開発事業による案件であり、令和2年11月19日に専用住宅へ転用のため、令和2年11月11日に専決処分いたしました。 以上7件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3番(石澤委員)	議長。3番。整理番号4の土地は、公共の用に供する道ですよね。そういう道に建物を建てて良いのですか。
事務局(名塚職員)	議長。課税上が公衆用道路になっておりますが、現況と整合がとれていない可能性もあります。しかし、これについて農地転用届出の受理においては、確認しておりません。
3番(石澤委員)	議長。3番。わかりました。
議長(平井会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	他に、ご意見、ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に日程 第4、議案第29号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第4、議案第29号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、説明させていただきます。 送付資料の18ページの議案書、19ページ、20ページ議案第29号参考資料①②をご覧ください。 まず、生産緑地の買取り申出について説明いたします。 19ページの参考資料①、生産緑地買取り申出に関するフローをご覧ください。フロー図左上のとおり、生産緑地法第10条に基づき、

	農業の主たる従事者が死亡したとき、もしくは従事することを不可能にさせる故障に至ったとき、指定後 30 年を経過したときは、「市長に生産緑地を時価で買い取る申し出をすることができる」と規定されております。市長は、買取り申出があった場合は、その日から起算して、1 ヶ月以内に生産緑地を買取る旨、又は買取らない旨を書面で通知することとなっています。また、買取り申出があった日から起算して 3 ヶ月以内に所有権移転が行なわれなかったときは、当該生産緑地の行為の制限は解除され、これ以降は、通常の市街化農地と同様に、農地転用届出等を行うことが可能になります。 次に生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について説明いたします。 先程ご説明した市への買取り申出を行うにあたり、これまで耕作していた者が、死亡または重度の故障に至るまで、その土地の農業の主たる従事者であったことを農業委員会が証明する必要があるものです。 本件は、議案第 29 号に記載の土地について、耕作者の死亡により、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書」の交付申請がされたものです。申請者の父、XXXXXXXXXXが対象地の主たる従事者でありましたが、令和元年 12 月 22 日に亡くなり、その後耕作が行われていないものです。現在の土地所有者である申請者、その他の親族で農業従事者はおらず、対象地での耕作を継続することができないため、市へ買取り申出を行うにあたり、本証明書の申請があったものです。 本議案が承認されれば、申請人へ証明書を発行し、その後市への買取り申出がなされ、参考資料のフローにのっとり手続きが進むものです。以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の柏木委員から補足説明をお願いします。
6 番(柏木委員)	議長。6 番。11 月 19 日(木)午後 2 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の石澤委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。対象農地の利用状況を確認したところ、雑草が繁茂していました。耕作者の死亡により、農地としての管理を今後行うことが難しいことから、主たる従事者証明書を交付することに特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 29 号について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。

議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第29号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第5、議案第30号、非農地証明について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第5、議案第30号、非農地証明について、ご説明します。 送付資料の21ページの議案書、22、23ページの議案第30号参考資料①②をご覧ください。 非農地証明は、22ページの参考資料①、県が作成する「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」から抜粋した非農地の定義により、当該土地が農地法上の農地に該当しないことを農業委員会が証明するものです。 はじめに、非農地の定義についてご説明します。 非農地には、参考資料①に記載の各項目のいずれかに該当する転用後10年の土地であって、かつ農地等に復元することが著しく困難な土地が該当します。 次に、非農地の要件についてですが、次の6項目に該当するかを確認します。 ① 農用地区域に設定されていないこと。 ② 当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。 ③ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。 ④ 当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。 ⑤ 当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追求されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。 ⑥ 転用後10年以上経過していること。 これらの要件を満たした土地が、非農地として判断されるものです。 続いて本議案について、ご説明いたします。 本議案に係る申請者及び申請地は、議案第30号及び参考資料②のとおりで、当該地は市街化区域内であり、現況は消防団小屋、モノレールの支柱、お寺の駐車場となっています。 申請者によると、昭和40年に消防団小屋、昭和44年にモノレールの支柱が設置され、昭和64年には駐車場としての利用を始めたとのことであり、非農地の要件である転用後10年以上が経過していることとなります。 その他の先程ご説明した非農地の定義に基づく要件につきましても、農用地でないこと、一団の農地に含まれておらず、周辺に影響がないこと、筆の一部ではないこと、今後も違反として追及する可能性がないことから、満たしていると判断されます。

	本議案についてご審議いただき、了承であれば、申請者に非農地証明を交付しようとするものです。以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の石澤委員から補足説明をお願いします。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。11 月 19 日(木)午後 2 時より、平井会長、現況証明委員の柏木委員と共に、現地調査を行いましたので報告します。対象地の現在の状況を確認したところ、現地は、駐車場等となっており、「非農地」として判断することが妥当と思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12 番(郷原委員)	議長。12 番。非農地証明をとる必要がある土地なのですか。
事務局(名塚職員)	議長。先ほどご報告をさせていただいたような市街化区域の届出を出していただき、農業委員会からの受理通知書を交付することは可能ですが、本議案は、現地の状況を鑑みて、非農地証明という形にさせていただきました。
12 番(郷原委員)	議長。12 番。了解しました。
議長(平井会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	他に、ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 30 号について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第30号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 6、議案第31号、農業経営盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 7、議案第32号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 8、議案 第33号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、日程第 9、議案 第34号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上 4 件について、関連があるので一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第 6、議案第31号、農業経営盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 7、議案第32号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 8、議案 第33号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、日程第 9、議案 第34号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上 4 件について、関連案件ですので一括してご説明します。 はじめに、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画と農地中間管理事業について、ご説明いたします。

農業委員会研修テキストシリーズ3、農地法関連法制度の8ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法では、農用地利用集積計画を市が作成し、農業委員会の決定を経て、告示を行うことで、農地法の許可を受けることなく、賃借や売買等の手続きを行うことができる制度があります。この手続きを行うことができるのは、市街化調整区域の農地に限られます。農用地利用集積計画による貸し借りは、8ページに記載のとおり、出し手（土地所有者）と受け手（担い手）の相対で賃借を行います。

次に、10ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律では、各県にひとつずつある農地中管理機構、神奈川県では神奈川県農業公社が、仲介役となり、農地の貸し借りを行います。これは、出し手（土地所有者）から農業公社へ農地を貸出し、農業公社から担い手へ農地を貸し出すもので、それぞれの貸し借りについて、農業委員会でご審議をいただく必要があるものです。

それでは、議案第31号から34号についてご説明いたします。

お手元の送付資料の24ページから27ページの議案書、28ページから31ページまでの参考資料をご覧ください。

土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。

議案第31、32号は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

議案第33号は、ただ今ご説明した議案第31、32号の土地のうち、黄色塗りされている土地について、農業公社から[]に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。なお、参考資料①②の斜線地は[]が現在対象地の近隣で耕作している土地です。賃借料については、1平方メートル当たり24円で、年間24,500円となっています。

[]の農作業従事日数は年300日、鎌倉市内で現在計約12,000㎡を耕作しており、世帯員含め4名で営農しているとのことです。

なお、対象地のうち、[]はこれまで地権者の[]と相対での貸し借りを行っており、この度公社への切り替えを行うもので、継続の貸し借りといえます。また、[]については、新規の貸し借りの案件です。

次に、議案第34号についてですが、議案第31、32号の土地のうち、ピンク塗りされている土地について、農業公社から[]に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。賃借料については、1平方メートル当たり24円で、年間58,700円となっています。

	の農作業従事日数は年300日、鎌倉市内で現在計約17,000㎡を耕作しており、世帯員含め4名で営農しているとのことです。 なお、対象地については、これまで地権者のと相対での貸し借りを行っており、この度公社への切り替えを行うものであるため、継続の貸し借りといえます。以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の柏木委員から補足説明をお願いします。
6番(柏木委員)	議長。6番。11月19日(木)午後3時より、平井会長、現況証明委員の石澤委員と共に、現地調査を行いましたので報告します。借り手のうち、については新規の貸し借りがあるため、現在耕作しているすべての土地を確認したところ、現在はハウレンソウ、小松菜などの植付けがあり、良好に耕作されているため、特段の問題はないものと思われます。については、継続の案件といえるため、対象地の現在の状況を確認したところ、現在は、ブロッコリーの植付けがあり、今後も継続して耕作できる判断され、特段の問題はないものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、4件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第31号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第31号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、議案第32号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第32号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、議案第33号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第33号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、議案第34号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第34号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第10、議案第35号、農業経営盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第11、議案第36号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上2件について、関連があるので一括して上程いたします。 農業委員会等に関する法律第31条第1項により「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項につい

	ては、その議事に参与することができない。」と規定されていることから、退席者がございます。このため、暫時休憩いたします。 (委員退席)
議長(平井会長)	会議を再開いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第 10、議案第 35 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 11、議案第 36 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上 2 件について、関連案件ですので一括してご説明します。 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画と農地中間管理事業については先程ご説明させていただいたとおりです。 それでは、議案第 35 号、36 号について、ご説明いたします。 お手元の送付資料の 32、33 ページの議案書、34 ページの参考資料をご覧ください。 土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。 議案第 35 号は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。議案第 36 号は、ただ今ご説明した議案第 35 号の土地について、農業公社から に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。賃借料については、1 平方メートル当り 24 円で、年間 40,400 円となっています。 の農作業従事日数は年 300 日、鎌倉市内で現在計約 8,000 m²を耕作しており、世帯員含め 3 名で営農しているとのことです。 なお、対象地については、これまで地権者の と相対での貸し借りを行っており、この度公社への切り替えを行うもので、継続の貸し借りといえます。以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の石澤委員から補足説明をお願いします。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。11 月 19 日(木)午後 3 時より、平井会長と共に、現地調査を行いましたので、報告します。なお、 委員については、本件議案の当事者であることから、本件の現地調査は行っていないことを申し添えます。 本件は、継続の案件といえるため、対象地の現在の状況を確認したところ現在はカブ、小松菜、サニーレタスなどの植付けがあり、良好に耕作されているため、特段の問題はないものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。現況は見てきたのですが、34 ページのこの公図 全体で 996 m²だと思われますが、そのうちの 660 m²を見たときに、仕切りか何か別に感じられなかったのですが、何か入れているのですか。
事務局(名塚職員)	議長。正確に境界を把握していないのですが、対象地の色塗りが

	できていませんでした。[]うち、左側の部分の土地について対象地から除く部分がございましたので、そちらに印がもれておりました。来月の総会でお示しさせて頂きたいと思います。対象地[]のうちの一部が除かれるという対象地としては筆の左側の一部が除かれるということになります。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。石か何かを入れているのですか。
事務局(名塚職員)	議長。そこまで確認はできていないです。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。もう一点なのですが、賃借料についてもう一度説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。1 m ² あたりが24円となります。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。わかりました。
議長(平井会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12 番(郷原委員)	議長。12番。一団の一部を除く形になると思いますが、本来対象地は[]で、あえてこれを分割している意味はあるのでしょうか。
事務局(名塚職員)	議長。除外部分の記入が漏れておりました。
12 番(郷原委員)	議長。12番。控除理由はあるのでしょうか。
事務局(名塚職員)	議長。除外理由は確認ができていない状況になります。
12 番(郷原委員)	議長。12番。今回、相対ではなくて公社が間に入っていますが、除外部分がある土地の貸し借りを、公社が請け負ってくれるようだけでも、その辺の理由を教えてほしい。
事務局(名塚職員)	議長。今回の貸し借りは、[]と[]が、いま相対で貸し借りをされているものです。本人同士では除外部分は把握をされており、農業公社でも実際に除外する部分については把握をしており、このような形での貸し借りを公社も請け負うことはできるということで伺っておりますので、筆の一部だけの貸し借りを、公社が請け負うことは可能です。
12 番(郷原委員)	議長。12番。どちらにしる継続だけれども、たまたまこういう部分貸しみたいなのが認められているなら、われわれも認識していないといけないのでは無いかと思ひまして。また、実際貸しているところの耕作状況を現況証明委員が見に行くわけですから、ある程度確認に行くのが現況証明委員なので、今言われる様なことが再燃する恐れがあるのかなと思ひまして。
事務局(名塚職員)	議長。来月、お示しさせて頂きたいと思います。
12 番(郷原委員)	議長。12番。お願いします。
議長(平井会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	他に、ご意見、ご質問ないようですので、2 件を個別に採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)

議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 35 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 35 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、議案第 36 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 36 号は承認されました。議事の都合により、暫時休憩いたします。(委員入室)
議長(平井会長)	会議を再開します。 次に、日程第 4、その他、諸般の報告について、5 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(小田主事)	議長。日程第 4、その他、諸般の報告について、5 件、報告させていただきます。 諸般の報告 1、遊休農地解消対策実践活動について、報告させていただきます。今年度は、新型コロナウイルス感染防止対策として、協議会としての活動を行っておりませんが、事務局による圃場の管理状況についてご報告をさせていただきます。11月 6 日(金)に、手広の遊休農地解消対策実践圃場について、草刈り作業を実施いたしました。また、圃場に繁茂している竹の伐採作業を少しずつ行っており、11月 27 日(金)にも実施する予定です。また、同日関谷の圃場についても草刈りを実施します。今後は、引き続き竹の伐採作業を進めるとともに、周辺農地へ影響のないよう、管理を継続します。 続きまして、諸般の報告 2、令和 2 年度神奈川県農業会議農政活動協力金についてご報告します。資料の配布はございません。委員の皆さまには、お忙しい中、集金にご協力をいただき、ありがとうございます。今年度は、計 2 2 3 件、1 3 3, 8 0 0 円を集めることができました。前年度と比較しますと件数で 8 件、4, 8 0 0 円の減少でした。集計した協力金については、11月 20 日に連合会へ振込を行いました。ご協力、ありがとうございます。 次に、諸般の報告 3、湘南地区農業員会連合会農業委員合同研修会について、ご報告します。諸般の報告 3 参考資料をご覧ください。 開催予定日は 12 月 8 日(火)、時間は午後 2 時から。場所は、藤沢商工会館ミナパーク 6 階多目的ホール 1・2 です。 ただ、現在、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況であるため、連合会事務局である藤沢市に確認したところ、研修を開催するか否かを、11月 30 日に決定するとの連絡がありました。開催する場合には、参考資料の 6 枚目に記載いたしました感染対策を徹底するとのことでした。 藤沢市によると、委員全員を欠席とする市町は現時点ではないとのことでしたが、このような情勢であることから、鎌倉市として委員全員を欠席とするか、希望する方のみ欠席とするか等、皆様の

	ご意見を頂戴したいと考えておりますが、ご意見いかがでしょうか。ご意見を頂ければと思います。
3番(石澤委員)	議長。3番。これは私が言い出したので申し訳ありません。このような状況で開催するというのは非常に危険ではないか。やはり農業委員の安全を最優先するならば、開催しても鎌倉市農業委員会は出席しないという判断をした方がよろしいのではないかなと私は思います。高齢者も非常に多いことだし。万が一感染した、或いは濃厚接触者になったと言う状況になれば、一種のクラスター発生と言うことになってしまうので、鎌倉市としては出席を控えるべきだと私は思います。
議長(平井会長)	他に、何か、ご意見はございませんか。
9番(岡崎委員)	議長。9番。そのときの状況によって、会長や副会長など代表者だけ出席するとかではいかがでしょうか。
議長(平井会長)	他に、何か、ご意見はございませんか。
7番(和田委員)	議長。7番。例年の開催場所と同じなので、かなり換気もできないし、密になる可能性が高いので。また、地元のいろいろな催しも中止になっているし、現状感染が拡大しているので、敢えて開催しないという選択を行っても良いのではないのでしょうか。
12番(郷原委員)	議長。12番。一応、部屋は例年よりは広い部屋になっているようだけれども。
議長(平井会長)	他に、何か、ご意見はございませんか。
6番(柏木委員)	議長。6番。各自の自主判断というのも有りじゃないでしょうか。
議長(平井会長)	皆さん、どうしましょう。藤沢市が30日に判断と言うことなので。
12番(郷原委員)	議長。12番。中途半端にやるのであればやらないほうが良いと思います。
事務局(名塚職員)	議長。今ご意見がたくさんあり、本来会長が意見を集約されると思うのですが、今お話があった中では、基本的には鎌倉市としてはなるべく開催自体をしない方がいいという意向で、そういったご意見を藤沢市にお渡しした上で、それでも他市のご意向とかもあると思いますので、もし開催と言うことになれば、例えば希望者のみ出席するということが、今のご意見を集約した形になるかと思います。どうしても最終的な判断は藤沢市になってしまいますので。
議長(平井会長)	一応ご意見は聞いて、鎌倉市はなるべく出席しないという方向で、かつ30日の判断を見て、もう一回事務局と相談して決める様な形ということで、預からせてもらってもよろしいでしょうか。
	（「はい」の声）
議長(平井会長)	では、そういうことで預からせてもらいます
議長(平井会長)	では、事務局から、次の報告をお願いします。

事務局(小田主事)	議長。ありがとうございます。 それでは次に、諸般の報告4、令和2年度一般社団法人神奈川県農業会議会長表彰について、ご報告します。本表彰は、「一般社団法人神奈川県農業会議表彰規程」の表彰基準を満たす農業委員、農業委員会職員の表彰を行うものです。今回、和田副会長、岡崎委員、若林前会長が12年以上委員を歴任されていることから、表彰を受けることとなりました。 表彰については、11月12日開催予定であった農業委員会大会で行われる予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大により同大会が中止となったため、一般社団法人神奈川県農業会議会長が、各農業委員会の総会にて、表彰することとなりました。つきましては、来月12月総会にて表彰式を執り行います。なお若林前会長につきましては、欠席のご連絡をいただいております、こちらは後日事務局から表彰状をお渡しします。 なお、農業会議会長は横浜市中心農業委員会での表彰後にこちらへいらっしゃるため、今のところ、時間は未定となっております。そのため、到着次第、総会を中断し、表彰式を執り行いますので、ご承知おき頂きますよう、よろしくお願いいたします。 最後に、12月総会の日程について、ご報告させていただきます。次回は、12月24日(木)15時30分から、鎌倉市役所4階402会議室で開催します。諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして令和2年度第7回総会を閉会いたします。ありがとうございました。
会 長 平井 保男	
議事録署名委員12番	郷原 均
議事録署名委員13番	三橋 義昭